

## 私立学校における非構造部材の耐震点検・耐震対策状況調査記入要領 (様式 2-3-3)

本調査は、私立学校施設の屋内運動場等の吊り天井等の状況、非構造部材の耐震点検・耐震対策の状況について把握し、私立学校施設整備に関する基礎資料とするほか、国会等でも数値を報告する等、大変重要なものです。

なお、調査結果については、都道府県ごとに集計した後、文部科学省ホームページで公表しておりますが、各学校個別の非構造部材の耐震点検・耐震対策状況を公にすることはありません。

### 【調査対象】

平成30年4月1日現在で開学している私立の幼稚園（学校法人立・学校法人立以外（財団法人立、社団法人立、宗教法人立、その他の法人立及び個人立））、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園（学校法人立等・社会福祉法人立）を対象とします。

いわゆる休校中（休園中）の学校は対象外とします。

### 【調査時点】

平成30年4月1日現在

### 【調査にあたっての留意点】

- ・幼保連携型認定こども園については、設置主体（学校法人、社会福祉法人）にかかわらず調査の対象となりますので、関係部局と調整の上、御回答ください。
- ・本調査における「屋内運動場」には、「武道場」、「講堂」、「屋内プール」など屋内運動場のような大空間を有する建物を含みます。
- ・本調査について「学校設置者」とは、学校法人・学校法人以外（財団法人、社団法人、宗教法人、その他の法人及び個人）とします。

### 【前回調査からの変更点】

- ・前回調査の際に周知しましたとおり、調査対象項目等について、「チェックリスト（学校設置者用）の耐震性点検の項目」※等に基づき明確化しました。  
※「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成27年3月改訂版）」P37～40

### 【点検の範囲】

- ・「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版） 地震による落下物や転倒物から子供たちを守るために 一耐震点検の実施一（平成27年3月 文部科学省）」（以下、ガイドブック）において、非構造部材の耐震点検及び耐震対策の進め方、実施体制、点検内容等が解説されています。本調査においては、基本的には、私立学校においてはガイドブックP17～34、学校法人においてはガイドブックP35～77に沿って、点検を実施していることを確認してください。
- ・ガイドブックは以下のHPにも掲載されています。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm)

（参考）

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（平成23年7月 東日本大震災の

## 被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会)

### 第1章 学校施設の安全の確保

#### (2) 非構造部材の耐震化

##### ポイント

- 多くの学校施設において非構造部材の被害が発生した。
- 構造体の耐震化だけでなく、非構造部材の耐震対策も速やかに実施する必要がある。
- 特に、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井材、照明器具、外壁（外壁材）、バスケットボールの落下防止対策を進める必要がある。
- 社会体育施設等も屋内運動場と同様の危険性があるため、天井材や照明器具等の落下防止対策を進める必要がある。

参考 HP ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/017/toushin/1308045.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/017/toushin/1308045.htm))

## 「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言

### (平成28年7月 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会)

#### (2) 非構造部材等の耐震点検及び耐震対策の推進

##### <学校設置者>

- 学校設置者は、非構造部材や落下のおそれのある構造部材について、施設の日常的な使用者である教職員による点検だけでなく、専門家による耐震点検を実施し、必要な耐震対策を実施していく必要がある。
- 特に、古い工法で設置されている非構造部材※1や、経年劣化が進行している学校施設※2については地震発生時に大きな被害につながる可能性が高いことを踏まえ、早急に点検を実施するとともに、優先順位を付けつつ計画的に老朽化対策を行っていく必要がある。老朽化対策を行う際には、学校施設は避難所ともなることを踏まえ、ユニバーサルデザインの採用や断熱性の確保、施設の長寿命化など、基本的な建物性能を高めて計画することが有効である。

※1：設計図書や現地調査により一斉点検を実施することが重要。

※2：点検項目によっては建築基準法第12条に基づく点検を活用することも有効。

- なお、上記の点検を実施する際には、これまでの地震における被害状況も踏まえ、鉄骨造体育館のブレース付き柱脚部、鉄筋コンクリート造体育館の柱梁と鉄骨屋根の接合部、体育館屋根面の屋根ブレースや立体トラス等、被害が生じる可能性のある箇所についても、併せて点検し、必要な対策を実施していく必要がある。

参考 HP ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/043/gaiyou/1374803.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/043/gaiyou/1374803.htm))

## 1. 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策（棟単位）

### 【調査対象】

屋内運動場、武道場、講堂、屋内プールにおける高さが6mを超える又は面積が200m<sup>2</sup>を超える施設の吊り天井、照明器具、バスケットゴール

### 【注意点】

複数の学校種が使用している屋内運動場等については、主に使用しているいづれか一つの学校種を選択し、記載してください。例えば、中学校と高等学校が使用している体育館の場合は、より多くの生徒が使用している学校種のものとして記載してください。大学と高等学校以下の場合も同様です。

項目	説明
吊り天井を有する棟数 ※高さが6mを超える天井 又は、水平投影面積が200m <sup>2</sup> を超える天井	A 吊り天井を有する棟数のうち、落下防止対策が必要な建物の棟数を記入してください。 なお、 <u>落下防止対策が必要な建物は、屋内運動場・武道場・講堂・屋内プールのうち文部科学省が平成25年8月7日(25文科施第201号)</u> に示した対象となる建物であり、以下の <u>いづれかに該当するもの</u> を指します。 <ol style="list-style-type: none"><li>1. 高さが6mを超える天井</li><li>2. 水平投影面積が200m<sup>2</sup>を超える天井</li></ol> <p>※ 天井面構成部材等の単位面積質量(天井面の面積の1m<sup>2</sup>当たりの質量をいう)が2kg以下の棟については「吊り天井を有していない棟(D)」に含まれます。</p> <p>※本項目は自動計算のため記入不要(A=B+C)</p> <p>※吊り天井を有する建物とは、その施設の主な用途として使用されるアリーナ部分などに吊り天井を有している建物とします。よって、例えば器具倉庫や更衣室といった室は調査対象外です。</p> <p>※校舎一体型の屋内運動場や、屋内運動場内にアリーナが複数ある場合や武道場・講堂・屋内プールが室として複合的に配置されている場合は、室数を棟数と見なして記入してください。また、校舎の教室を改修し武道場や講堂として利用している場合も上記1又は2に該当すれば対象施設とします。</p>
吊り天井・照明・バスケットゴールの全ての落下防止対策済み棟数	B A(吊り天井を有する棟数)のうち、学校法人(専門家や設計事務所等への委託を含む。以下同じ。)が「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き(平成25年8月)」(以下、「手引き」という。)等を参考にして耐震対策を実施した建物の棟数を記入してください。 ※耐震点検の結果、対策が不要である建物の棟数も含めてください。 ※吊り天井・照明器具・バスケットゴールのどれか一つでも未対策であれば、C欄(「対策未実施」とします)。 ※例えば、吊り天井の耐震対策は終了していても工事契約が終了していない場合は「対策未実施」とします。 ※吊り天井の耐震対策は、手引で i )天井撤去、ii )天井の補強による耐震化、iii )天井の撤去及び再設置、iv )落下防止ネット等の設置が対策手法として示されていますが、本欄(B欄)には、ii )天井の補強による耐震化、iii )天井の撤去及び再設置、iv )落下防止ネット等の設置による対策をしたものと記

		入し、i ) <u>天井撤去による対策を実施した場合、E欄の棟数に計上してください。</u>
<b>対策未実施の棟数</b> (点検未実施のものや、対策を一部未実施のものを含む)	<b>C</b>	A(吊り天井を有する棟数)のうち、耐震点検未実施の棟数、耐震点検を実施した中で必要な対策が未実施の建物の棟数の合計を記入してください。 ※必要な対策が未実施の建物には、一部を対策済であっても全ての対策が未完了のもの一部対策未実施のものを含みます。
<b>吊り天井を有していない棟数 (H29年度に吊り天井を撤去した棟数を含む)</b>	<b>D</b>	高さが6mを超える又は面積が200m <sup>2</sup> 超の空間を有する建物の全棟数のうち、吊り天井を有していない棟数 ※本項目は自動計算のため記入不要( <b>D=E+F</b> ) ※器具倉庫、更衣室等のごく一部のみに吊り天井を有する棟は、吊り天井を有していない棟数とします。 ※平成29年度より以前に天井を撤去した棟も含みます。 ※吊り天井以外の直天井等(膜天井を含む)についても、吊り天井を有していない棟数とします。 ※天井面構成部材等の単位面積質量(天井面の面積の1平方メートル当たりの質量をいう)が2kg以下の棟については、ここに該当します。
照明・バスケットゴールの全ての落下防止対策実施済み棟数	<b>E</b>	照明器具、バスケットゴールの全てに対して、学校法人が手引等を参考にして耐震対策を実施した建物の棟数を記入してください。 <u>※平成29年度中に吊り天井撤去で対策した棟数も含めてください。</u> ※耐震点検の結果、すでに耐震対策が実施されていた建物(耐震対策が不要と判断された建物)の棟数も含めてください。
<b>対策未実施の棟数</b> (点検未実施のものや、対策を一部未実施のものを含む)	<b>F</b>	E(吊り天井を有していない棟数)のうち、耐震点検未実施の棟数、耐震点検を実施した棟数の中で、必要な対策が未実施の棟数の合計を記入してください。 ※必要な対策が未実施の建物には、一部を対策済であっても全ての対策が未完了のもの一部対策未実施のものを含みます。

## 2. 非構造部材の耐震対策（学校単位）

### 【調査対象】

#### （対象建物）

保有する全ての建物。ただし、学生生徒・教職員等が日常的に使用していない建物（倉庫や機械室等）を除く。

#### （対象項目等）

耐震点検実施状況及び、耐震対策実施状況（非構造部材の中でも、特に耐震対策が急がれる「耐震性一斉点検」等に係る対策の実施状況）を本調査の対象とします。（1. 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策を除く）

### 【注意点】

本調査はP1の対象校で示した全ての学校種が対象となります。同一キャンパスにおいて複数の学校種で施設を共用している場合は、両方の学校について記載してください。

### 【基本的な考え方】

非構造部材の耐震点検・耐震対策については、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成27年3月改訂版 文部科学省）」（以下、「ガイドブック」という。）に基づき、学校教職員等による点検及び専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による点検を実施し、必要な対策を速やかに実施していくことが必要です。

また、これまでには、「人に重大な被害を与える恐れがある」と学校設置者が判断する箇所を本調査の対象としてきましたが、熊本地震の被害状況等を踏まえ、改めて、非構造部材の耐震点検・耐震対策が着実に実施されるよう、調査対象項目等を明確化しました。

#### （1）耐震点検の実施

##### ・学校教職員等による点検

学校教職員等が、ガイドブックの「点検チェックリスト（学校用）P19～20」に示された項目のほか、学校設置者が必要と判断する箇所・項目等について点検することをいいます。

##### ・専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による点検

専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）が、ガイドブックの「点検チェックリスト（学校設置者用）P37～40」に示された項目のほか、学校設置者が必要と判断する箇所・項目等について点検することをいいます。

※建築基準法第12条に基づく点検等を実施している場合においても、ガイドブックに示された項目の点検を実施していない場合は、点検未実施となります。

##### ・専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による点検（耐震性点検の項目）

専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）が、ガイドブックの「点検チェックリスト（学校設置者用）P37～40」のうち、点検種類が「耐震性（耐震性一斉点検）」の項目及び「IV外壁（外装材）（2）ラスシートモルタル等」の項目のほか、学校設置者が必要と判断した箇所・項目等について点検することをいいます。

#### （2）耐震対策の実施

・専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による耐震点検の結果、耐震対策が必要と評価された項目について、評価の軽重に応じて、適時適切に必要な対策を実施することが必要です。

【調査票の各項目の説明】

項目		説明
全学校数	G	全学校数（休校中の学校は除く）を記入。
耐震点検状況	H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学校教職員等による点検</u>（過去1年以内に実施したもの）</li> <li>・<u>専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による点検</u>（過去3年以内に実施したもの）</li> <li>・<u>専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による点検（耐震性点検の項目）</u></li> </ul> <p>のうち、<u>いずれか又は複数の点検を完了した学校数</u>を記入。  ※竣工後、3年以内の建物は竣工検査をもって耐震点検実施済とみなす。</p>
	I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による点検</u>（過去3年以内に実施したもの）</li> <li>・<u>専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による点検（耐震性点検の項目）</u></li> </ul> <p>のうち、<u>いずれか又は複数の点検を完了した学校数</u>を記入。</p>
	J	$H / G \quad (\text{耐震点検実施校}) \div (\text{全学校数})$ <p>※本項目は自動計算のため記入不要</p>
耐震対策状況	K	<p>ガイドブックの点検チェックリスト（学校設置者用）P37～40のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>点検種類が「耐震性（耐震性一斉点検）」の項目</u></li> <li>・<u>IV外壁（外装材）（2）ラスシートモルタル等の項目</u></li> <li>・<u>耐震性点検に関し、学校設置者が必要と判断した項目</u></li> </ul> <p>について、専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による耐震点検の結果、耐震対策が不要又は全ての項目の耐震対策が完了した学校数を記入。</p> <p>※別紙の「<u>非構造部材の耐震点検・耐震対策チェックリスト（例）</u>」を参考してください。（既存の点検表等が活用できる場合は、本チェックリストを必ずしも利用する必要はありません。）</p> <p>※<u>全ての項目の耐震対策が完了</u>とは、別紙の「<u>非構造部材の耐震点検・耐震対策チェックリスト（例）</u>」において、<u>全ての項目が「異常なし。対策済み」もしくは「発災時に人に重大な被害を与える恐れが低く、次回の改修時の対応でもよいもの</u>」をいう。</p> <p>※設備機器（体育器具含む）の対策については、「<u>学校施設における天井等落下防止対策のための手引（平成25年8月）</u>」も参考としてください。</p>
	L	$K / G \quad (\text{耐震対策が不要又は実施済みの学校数}) \div (\text{全学校数})$ <p>※本項目は自動計算のため記入不要</p>